

愛議告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年2月16日

愛荘町議会議長 吉岡 久



1. 意見を述べる日時
平成27年2月19日（木）午前9時00分
2. 意見を述べる場所
愛荘町役場議場
3. 意見を述べる機会を与える条例制定代表者の数
3人以内
4. 意見を述べる時間
全体で30分以内
5. 意見を述べる案件名
議案第3号 旧愛知郡役所保存活用の是非を問う住民投票条例の制定について